

AI 開発・データ利活用に係る 知的財産法と契約の留意点

～ AI・データ取引の基本と実務の解説～

難易度
初中級

2020年4月17日(金) 10:00～17:00



講師 福岡 真之介 氏 西村あさひ法律事務所 パートナー・弁護士

◆ Society5.0 に向けて進化する現在、多くの企業が AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に取り組んでいます。しかし、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関して、権利関係・責任の所在などの法律問題については法整備が十分ではありません。そこで、このような問題に対処できる適切な契約を結ぶことが重要です。ここでは、AI 開発が従来のソフトウェア開発の思想と根本的に異なっている点、知的財産権の基本的な理解などを踏まえ、AI 開発を円滑に進めるためのポイントを押さえる必要があります。

◆ また、AI 開発にはデータが重要です。2020 年、日本国内でも 5G の本格展開が予定され、データ運用の進展が期待されていることから、データの保護・利活用は喫緊の問題となっています。不正競争防止法上の「限定提供データ」や著作権といった知的財産法の理解だけでなく、利用条件・秘密保持・個人情報保護などを踏まえた戦略的な契約作成が求められます。

◆ 本セミナーは、AI とデータについて、一体として学べる絶好の機会です。また、「AI・データ契約ガイドライン検討会」が公表したガイドラインとモデル契約について、委員としてガイドラインとモデル契約の作成に関与した講師が詳しく解説します。

<講義内容>

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 AI技術の基本概念 | 6 データについての基本概念 |
| 2 AI開発と従来のソフトウェア開発との違い | 7 データに関する知的財産権の基本的考え方 |
| 3 AI開発に関する知的財産権の基本的考え方 | 8 データにおける個人情報の取扱いの法律と実務 |
| 4 AI開発に関する契約の基本的考え方
交渉のポイントと留意点 | 9 データ利用に関する契約の基本的考え方、
交渉のポイントと留意点 |
| 5 AI開発モデル契約の解説 | 10 データ提供・創出モデル契約の解説 |

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◆日時 2020年4月17日(金) 10:00～17:00

◆会場 虎の門三丁目ビルディング1階 研修室 (東京都港区虎ノ門3丁目1-1)

◆定員 40名

◆講師 福岡 真之介 氏 西村あさひ法律事務所 パートナー・弁護士

◆受講料 会員17,500円・一般20,000円(※消費税込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)